

所得区分の判定基準

現役並み所得者	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる方
一般Ⅱ	<p>①世帯内に被保険者が1人の場合 「住民税課税所得が28万円以上」かつ「公的年金収入額とその他の合計所得金額の合計が200万円以上」</p> <p>②世帯内に被保険者が2人以上の場合 「世帯内の被保険者で、住民税課税所得が最大の方の課税所得額が28万円以上」かつ「世帯内の被保険者全員の公的年金収入額とその他の合計所得金額の合計が320万円以上」の被保険者及び同一世帯の被保険者</p>
一般Ⅰ	現役並み所得者・一般Ⅱ・住民税非課税世帯以外の方
低所得者Ⅱ	同一世帯の全員が住民税非課税である方
低所得者Ⅰ	同一世帯の全員が住民税非課税で、各収入から必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方（年金の所得は控除額を80万円として計算）